

特定非営利活動法人 和有会 身体拘束等の適正化のための指針

(施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、特定非営利活動法人和有会(以下「法人」とする)は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない障害福祉サービスの実施に努める。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次の3つの要件をすべて満たす場合をいう。
 - (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - (2) 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと
 - (3) 一時性：身体拘束等が一時的であること

(身体拘束適正化委員会、その他施設内の組織に関する事項)

第2条 法人は、身体拘束等の廃止に努める観点から、身体拘束適正化委員会を設置する。なお、本委員会の運営責任者(以下「委員長」とする)は、理事長とする。

- 2 身体拘束適正化委員会は、障害者虐待防止委員会と一体的に行う場合がある。
- 3 身体拘束適正化委員会は、年に1回以上委員長が招集し、開催する。
- 4 身体拘束適正化委員会は、次のような内容について協議する。
 - (1) 身体拘束適正化委員会、その他施設内の組織に関すること
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - (4) 身体拘束等について職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (5) 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - (7) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底する。

- 2 研修は、年1回以上行う。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告する。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

(1) 組織による決定と個別支援計画書への記載

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援会議において組織として慎重に検討・決定する。なお、身体拘束等を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書に同意を得る

(3) 身体拘束等に関する記録

身体拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針は利用者又はその家族等が閲覧できるようホームページに公表する。

附則

この指針は、2022年4月1日から施行する。

この指針は、2023年9月1日から施行する。